

主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求めます。

【請願の趣旨】

戦後の日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下種子法）が、2018年3月末日で廃止されることになりました。

この種子法の下、コメや麦、大豆などの主要農作物の種子の維持・開発のための施策が実施され、農家には安くて優良な種子が、消費者には美味しいコメなどが安定的に供給されてきました。

しかし、規制改革推進会議は、この種子法が民間企業の種子事業への投資を阻害するとして廃止を打ち出し、2月に閣議決定、満足な審議なく4月に国会で廃止が決まってしまいました。この廃止により、今後コメなどの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の維持・開発などの衰退が心配されています。また、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。

それは日本の食の安全、食糧主権が脅かされることであり、消費者にとっても大きな問題です。私たちは、米麦・大豆の種子という大事な公共財産を失うかもしれないいま、公共品種を守るための新たな法律が必要であると考え、新しい法律の制定を強く求めます。

【請願事項】 主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくること。

氏名	住所(それぞれ記入してください)

* 個人情報は署名提出以外には使用しません。

201 年 月 日

衆議院議長殿

参議院議長殿

○ 取扱い団体（必要によりご記入ください）：

○ よびかけ・署名集約：日本の種子（たね）を守る会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-10ライオンズマンション平河町205号

Email: tane.mamorukai@gmail.com

Facebook: <https://www.facebook.com/taneomamoru>

ホームページ: <https://www.taneomamorukai.com/>

「主要農作物種子法」に代わる法整備にむけて

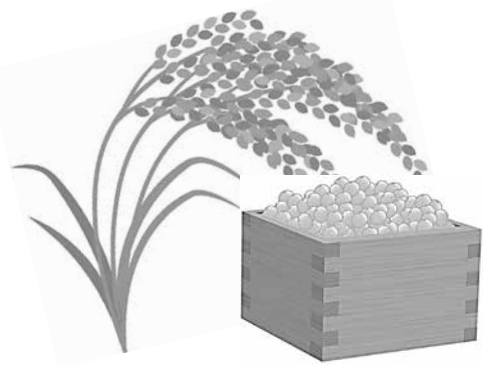
種子(たね)を守る署名にご協力を

◆ 規制改革推進会議によって廃止された「種子法」、 農協解体と根っこは同じ攻撃です

2017年の通常国会で、とつぜん提出された「主要農作物種子法・廃止法案」…十分な議論も農業関係者への説明も無いままに可決・成立し、2018年4月から種子法が廃止されました。

これは、農家や農協にこれまでの悪政の責任を押し付けながら「農協つぶし」を仕掛ける「農業競争力強化支援法案」などと同様、農業分野のビジネスチャンスをねらう大企業・財界のメンバーが、「規制改革推進会議」を通して提案してきたものです。

規制改革推進会議は、種子法が「民間企業の参入を阻害している」と言いがかりをつけていますが、そもそも国民の主要な食料に国が責任を持つことは当然ですし、そのためには法的な根拠が必要です。食糧難やアグリビジネスの「食料支配」が心配される国際情勢のなかで、大企業・財界のワガママを聞いて公的責任を放棄するなんて、とんでもありません。



◆ 命を支える食糧に、公的な責任を果たさせよう



原種農場を見学し種子生産の大切さを学ぶ仲間

そもそも、種子法というのは、稲、麦、大豆を「主要農作物種子法」として安定供給するために、国の責任を明記したものです。この法律のもとで、都道府県が地域の気候風土にあった優良な品種を育ててきました。

種子法廃止後も、都道府県で種子行政を存続させるために、自治体独自で条例を作る動きが生まれています。私たちは、今後も都道府県が種子生産を続けられるような公的予算を確保させるとともに、無くなってしまった種子法を改めて復活させることが必要だと考えます。

『日本の種子(たね)を守る会』が呼びかける請願署名「主要農作物種子法にかわる公共品種を守る新しい法律をつくることを求めます」に協力し、より良い形で種子法をとり戻しましょう。

取り扱い団体：国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会（全国食健連）

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館3階

TEL：03-3372-6112 / FAX：03-3370-8329